

概要版

# 利府町 高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画

【令和6年度～令和8年度】



共に支え合い 共に生きる  
心ゆたかなまちづくり 利府

令和6年3月  
利府町

# 1 計画の策定にあたって

## (1) 計画策定の趣旨

日本の高齢者人口（65歳以上の人口）は近年一貫して増加しており、2025年（令和7年）には国民の4人に1人が後期高齢者となる超高齢化社会が予想されています。

今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを越える地域もあるなど、人口構成の変化や介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なります。こうした地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステム<sup>※1</sup>の深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要です。

本町ではこれまでの高齢者福祉の取り組みとの連続性、整合性から令和3年3月に策定した利府町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の基本理念『共に支え合い 共に生きる 心ゆたかなまちづくり 利府』を引き継ぎ、高齢者が自らの能力と活力を十分に発揮し、住み慣れた地域で個人の尊厳が守られながら自立した生活を送ることができる地域社会の構築を目的として、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定します。

## (2) 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする3年間を計画期間とします。また、地域包括ケアシステム（P4参照）の深化・推進を一層図っていくとともに、現役世代が急減する令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視点に立って施策を展開します。

### 計画の期間



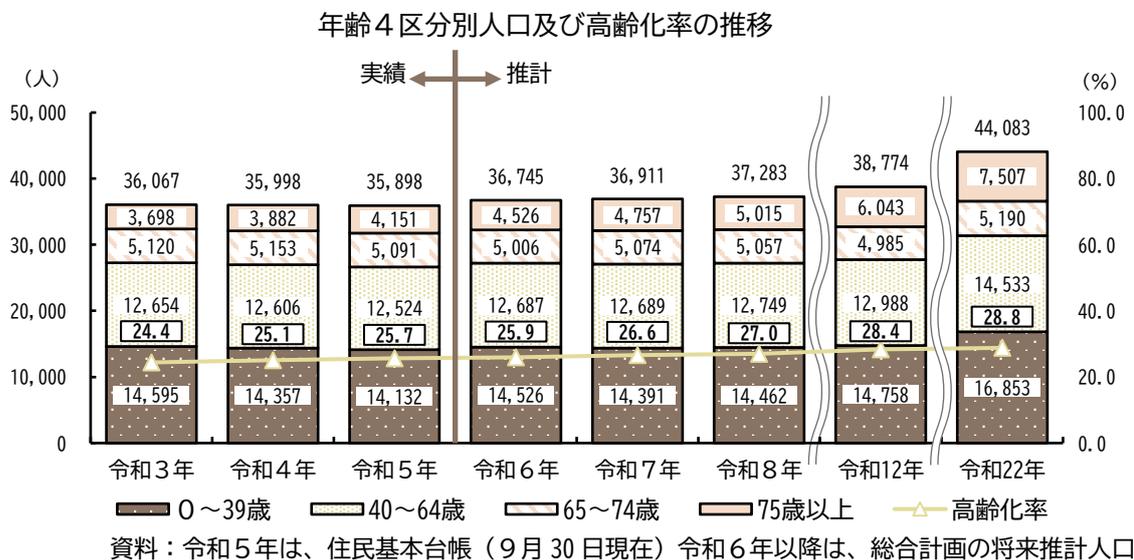
※1 地域包括ケアシステム…高齢者や障がい者等何らかの支援を必要とする人が、身近な地域で生涯を安心して暮らしていけるよう、保健・医療福祉・介護等の社会資源やマンパワー（人材活力）を広く活用し、支援を要する人を地域社会全体で支えるしくみ。

※2 団塊世代…第一次ベビーブーム期（1947（昭和22）年～1949（昭和24）年）に生まれた世代。

## 2 利府町の高齢者について

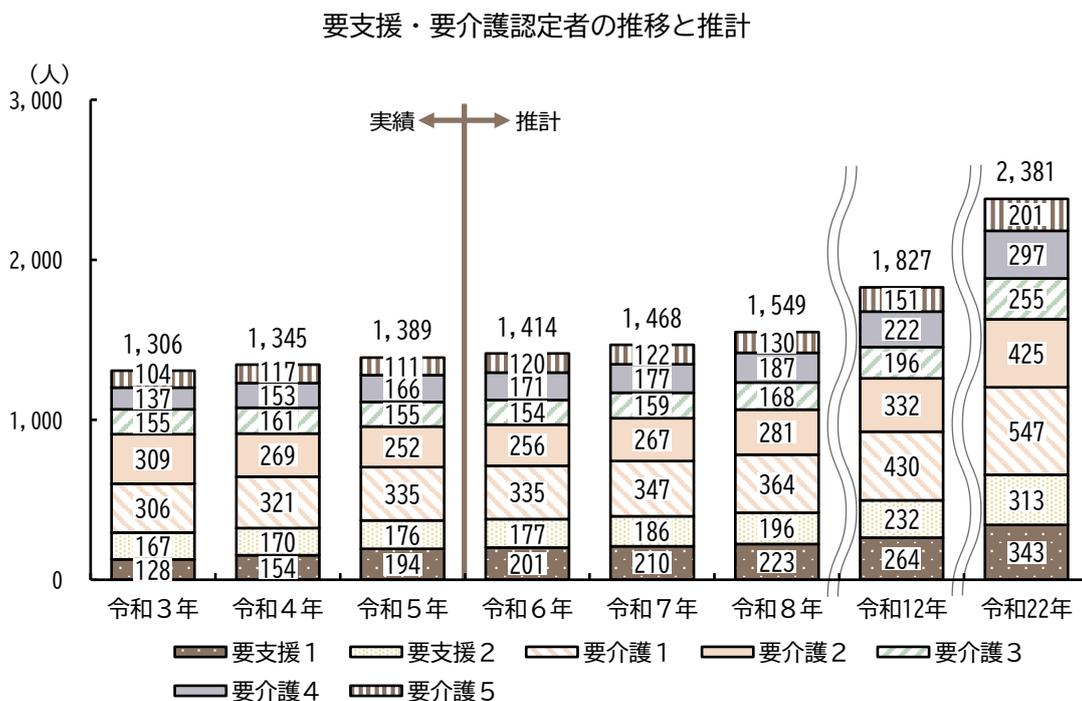
### (1) 高齢者人口

高齢者人口について、特に75歳以上の高齢者が年々増加すると見込まれます。また、高齢化率についても年々上昇し、令和22年に28.8%となる見込みとなっています。



### (2) 要支援・要介護認定者

要支援・要介護認定者数の推計をみると年々増加しており、令和8年に約1,500人、令和22年には2,300人を超える見込みとなっています。また、介護度別の割合については、令和22年まで全ての介護度でほぼ横ばいとなっています。

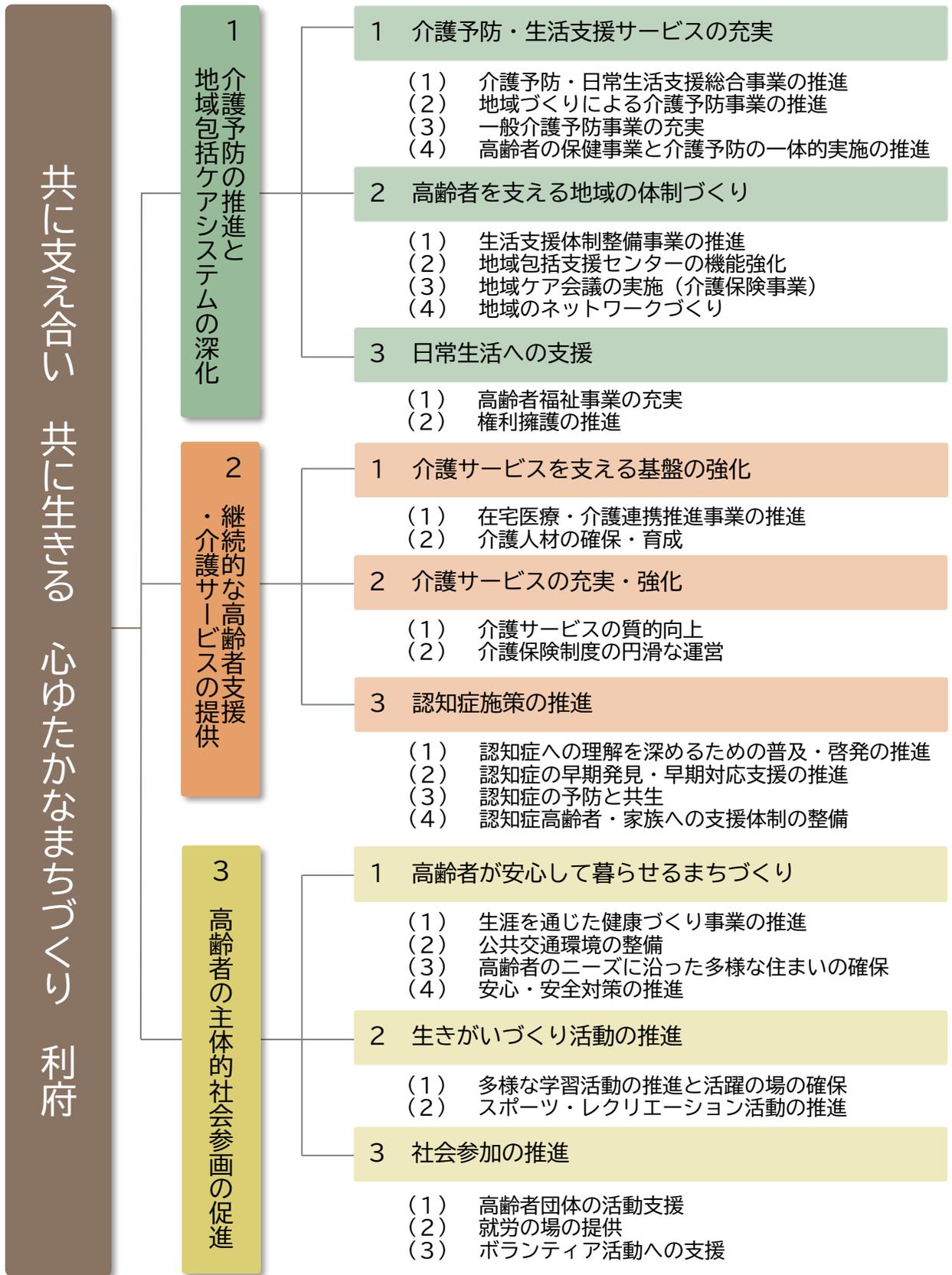


# 3 計画の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 方向性 ]・[ 施策 ]



# 4 施策の展開

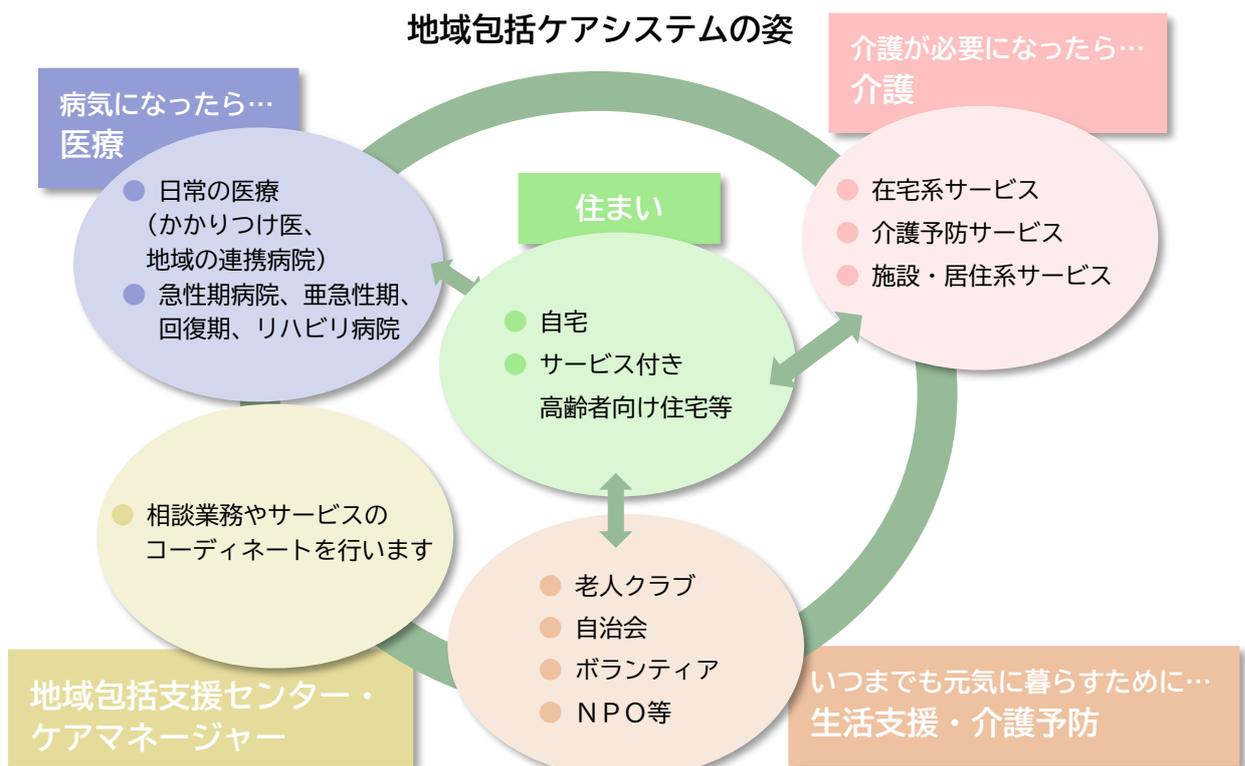
## 基本目標1 介護予防の推進と地域包括ケアシステムの深化

少子高齢化が進行する中で、自身の能力に応じて、できる限り自立して暮らせるようにするためには、要介護状態や病気等の予防や、状態の悪化を防ぐ取組を地域で一体となって行っていく必要があります。

地域包括ケアの推進のためには、専門職が協働して地域におけるネットワークを構築し、地域が抱える課題の解決に向け、包括的かつ継続的に支援していくことが重要となります。

地域包括支援センターを中心とし、地域住民活動や関係諸機関等とのネットワークを形成し、支援を必要とする人を適切な支援・サービスにつなげられるよう、総合相談事業を推進し、ワンストップの体制強化を図るとともに、身体的・精神的及び経済的負担の面から家族介護者支援に取り組みます。

方向性1	方向性2	方向性3
<p>介護予防・生活支援サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護予防・日常生活支援総合事業の推進</li> <li>② 地域づくりによる介護予防事業の推進</li> <li>③ 一般介護予防事業の充実</li> <li>④ 高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施の推進</li> </ul>	<p>高齢者を支える地域の体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 生活支援体制整備事業の推進</li> <li>② 地域包括支援センターの機能強化</li> <li>③ 地域ケア会議の実施（介護保険事業）</li> <li>④ 地域のネットワークづくり</li> </ul>	<p>日常生活への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 高齢者福祉事業の充実</li> <li>② 権利擁護の推進</li> </ul>



## 基本目標2 継続的な高齢者支援・介護サービスの提供

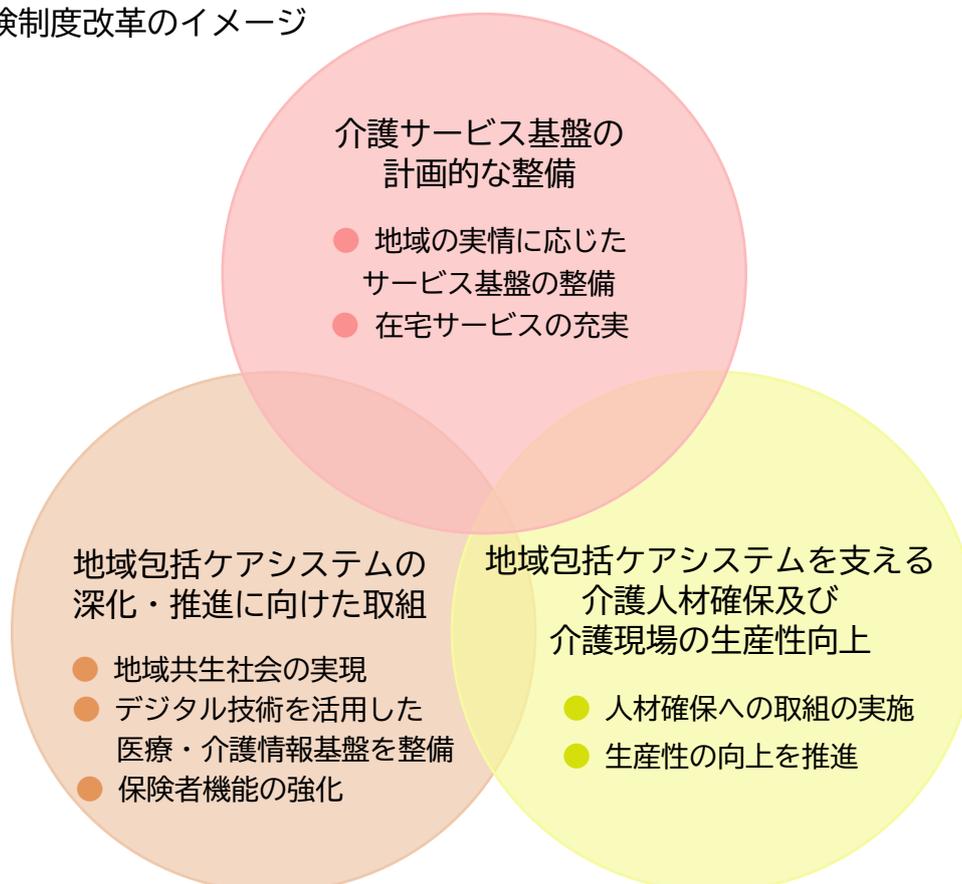
今後も安定して質の高い支援・サービスの提供を維持していくことができるよう、人材や資源の確保や提供体制の充実が重要となります。ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、介護をはじめとした福祉人材の育成・確保の取組みを推進します。

介護サービスの充実に関しては、介護保険制度等の周知の徹底やケアプランの点検等を行い、サービス内容と費用の両面から捉えた介護給付費の適正化を行います。

また、認知症施策の推進のためには、認知症の状態に応じて、適切な医療・介護サービスを受けることができるよう早期診断・早期対応を促進するための相談支援体制の強化を図ります。

方向性1	方向性2	方向性3
<p>介護サービスを支える基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 在宅医療・介護連携推進事業の推進</li> <li>② 介護人材の確保・育成</li> </ul>	<p>介護サービスの充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 在宅医療・介護連携推進事業の推進</li> <li>② 介護人材の確保・育成</li> </ul>	<p>認知症施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進</li> <li>② 認知症の早期発見・早期対応支援の推進</li> <li>③ 認知症の予防と共生</li> <li>④ 認知症高齢者・家族への支援体制の整備</li> </ul>

### 介護保険制度改革のイメージ



### 基本目標3 高齢者の主体的社会参画の促進

高齢者が住み慣れた地域社会の中で役割を持っていきいきと生活をするためには、高齢者が長年培ってきた優れた技術や経験、知識等の持てる力を発揮できる活躍の場、社会参加の場の確保と仕組みづくりの構築が必要です。

さらに高齢者が家庭、地域、企業等社会の各分野において、積極的な社会参加を行えるよう、ボランティアなども含めた社会参加を促進するための施策を推進します。

方向性1	方向性2	方向性3
<p>高齢者が安心して暮らせるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 生涯を通じた健康づくり事業の推進</li> <li>② 公共交通環境の整備</li> <li>③ 高齢者のニーズに沿った多様な住まいの確保</li> <li>④ 安心・安全対策の推進</li> </ul>	<p>生きがいつくり活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 多様な学習活動の推進と活躍の場の確保</li> <li>② スポーツ・レクリエーション活動の推進</li> </ul>	<p>社会参加の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 高齢者団体の活動支援</li> <li>② 就労の場の提供</li> <li>③ ボランティア活動への支援</li> </ul>

## 5 介護保険サービス

### (1) 介護（予防）サービス

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護  
(老健・病院等・介護医療院)
- 福祉用具貸与
- 特定福祉用具購入費
- 住宅改修費
- 特定施設入居者生活介護

### (2) 地域密着型（介護予防）サービス

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 地域密着型通所介護

### ● 認知症対応型通所介護

- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 看護小規模多機能型居宅介護

### (3) 居宅介護支援・介護予防支援

- 居宅介護支援
- 介護予防支援

### (4) 施設サービス

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護医療院

### (5) 介護予防・日常生活支援総合事業

- 訪問型サービス（訪問介護・訪問型サービスA）
- 通所型サービス（通所介護・通所型サービスA）
- 介護予防ケアマネジメント

## 6 介護保険料

65歳以上の第1号被保険者の保険料は計画期間中の3年間の介護サービス等の給付見込み量などを推計し、必要となる保険料額を算出し、町が定めています。

令和6年度から令和8年度までの本町の介護保険料は、被保険者及びその世帯の町民税の課税状況に応じて13段階に設定しています。また、低所得者対策により、第1～3段階の保険料率は各々軽減され、軽減分は公費により負担されます。

所得段階	対象者	基準割合	保険料	
			(月額)	(年額)
第1段階	・生活保護の方又は老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が町民税非課税の方 ・本人及び世帯全員が町民非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.455 (0.285)	2,457円 (1,539円)	29,484円 (18,468円)
第2段階	・本人及び世帯全員が町民非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方(第1段階に該当しない方)	0.685 (0.485)	3,699円 (2,619円)	44,388円 (31,428円)
第3段階	・本人及び世帯全員が町民税非課税の方(第1段階、第2段階に該当しない方)	0.69 (0.685)	3,726円 (3,699円)	44,712円 (44,388円)
第4段階	・本人が町民税非課税の方で、世帯の中に町民税課税者が含まれており、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	4,860円	58,320円
第5段階 (基準額)	・本人が町民税非課税の方で、世帯の中に町民税課税者が含まれている方(第4段階に該当しない方)	1.00	5,400円	64,800円
第6段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が120万未満の方	1.20	6,480円	77,760円
第7段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が120万以上210万未満の方	1.30	7,020円	84,240円
第8段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が210万以上320万未満の方	1.50	8,100円	97,200円
第9段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が320万以上420万円未満	1.70	9,180円	110,160円
第10段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が420万以上520万円未満	1.90	10,260円	123,120円
第11段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が520万以上620万円未満	2.10	11,340円	136,080円
第12段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が620万以上720万円未満	2.30	12,420円	149,040円
第13段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が720万以上	2.40	12,960円	155,520円

※表中第1～3段階の( )内の数字は軽減後の保険料。

 支援・サービスに関する問い合わせ先

### 高齢者の総合相談窓口

名称	電話番号	住所
中央地域包括支援センター	022-353-7322	中央3丁目5-1 エスポワールヤマワ 102号室
北部地域包括支援センター	022-767-7677	しらかし台一丁目1番地41(しらかし台集会所「夢民館」となり)

### 問い合わせ先

業務内容	名称	電話番号	住所
保険料賦課	町民生活部 税務課 保険税係	022-767-2117	利府字新並松4番地
保険料徴収	町民生活部 税務課 収納整理係	022-767-2172	
資格認定・介護給付・介護予防	保健福祉部 地域福祉課 介護福祉係	022-767-2198	
高齢者福祉	保健福祉部 健康推進課 長生き支援係	022-356-1334	青葉台一丁目32番地 (保健福祉センター内)